

図書館における多文化サービス概念の変遷 - 多文化主義論争との比較を通して -

杉江 明日香

近年日本では国際化が進み、街のいたる所で外国人を見かけるようになった。こうした状況を受けて日本の図書館における多文化サービスも展開されている。その嚆矢は日本図書館協会の図書館政策特別委員会による「公共図書館の任務と目標：第1次案」に見られるように、日本では1985年から、多文化サービスの下地が形成されつつあった。

図書館における多文化サービスの源流は、第2次世界大戦以降の多文化主義である。しかし現在、多文化主義をめぐる社会的環境が大きく揺れ動いている。とするならば、多文化主義の定義や概念の変遷は、図書館における多文化サービスにどのような影響を与えてきたのだろうか。ついては、本研究では、図書館における多文化サービスの概念を多文化主義という枠組みから再検討することをめざす。

研究方法は、国際図書館連盟（以下、IFLA）多文化社会図書館サービス分科会による『多文化社会：図書館サービスのためのガイドライン』（以下、『IFLA ガイドライン』）のほか多文化社会図書館サービス分科会関連の刊行物を中心に文献研究を行った。

本研究の分析対象期間は、『IFLA ガイドライン』の元となったオーストラリアの『ピクトリア基準』が発表された1982年から『IFLA ガイドライン』第3版が発表された2009年までである。

1970年代から1990年代初頭にかけて成立した多文化主義や多文化主義政策は、1990年代中盤以降、批判的な検証の動きが強まっている。批判的検証は、多文化主義の理論的な矛盾やあいまいさを指摘したものと、多文化主義の限界を指摘したものの2つに大きく分けられる。

前者の多文化主義の理論的な矛盾やあいまいさに関する指摘については、例えば多文化サービスが「ゲッター化」や分離主義を促進するのではないかという議論が挙げられる。これに対して、『IFLA ガイドライン』第2版改訂時に「クロスカルチュラル資料とサービス」に市民権取得のための資料を追加することで対応した。一方、『IFLA ガイドライン』改訂作業の中で、後者の多文化主義の限界を指摘する意見に対応する議論を確認することはできなかった。

図書館における多文化サービスの概念形成に、多文化主義をめぐる議論が直接的な影響を及ぼしているとはいえないものの、今後多文化主義論争をふまえて多文化サービスの活性化に反映させていくことが求められているといえる。

（指導教員 溝上智恵子）